

社会福祉法人おおいそ福社会 法人役員・評議員の報酬について

1. 理事の報酬

(1) 理事長 「理事長の報酬に関する規程」による。

(2) 理事長以外の理事

第45回評議員会（平成29年6月17日）3号議案の決議による。

2. 監事の報酬

第45回評議員会（平成29年6月17日）3号議案の決議による。

3. 評議員の報酬

定款第8条の規定による。

（参考）

理事長の報酬に関する規程

第1条 この規程は、社会福祉法人おおいそ福社会理事長の報酬について必要な事項を定める。

第2条 理事長には報酬を支給する。

2 報酬の額については、別に定める。

第3条 理事長が業務のために出張したときは、旅費を支給する。

2 旅費の種類及び額は、おおいそ福社会職員旅費規程の例による。

3 理事長には、おおいそ福社会役員旅費規程は適用しない。

第4条 報酬、通勤手当及び旅費の支給方法については、おおいそ福社会かたつむりの家職員給与規程の例による。

第5条 この規程に定めるもののほか、必要な事項については別に定める。

2 理事長の報酬額は、月額50,000円とする。

附則 この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附則 この規程は、平成16年12月1日から施行する。

第45回評議員会（平成29年6月17日）3号議案の決議

1 役員報酬の総額は、1会計年度について120万円の範囲で支給する。

2 理事長の報酬については、「理事長の報酬に関する規程」による。

3 理事長以外の役員は、無報酬とする。

社会福祉法人おおいそ福社会定款

（評議員の報酬等）

第8条 評議員の報酬は、無報酬とする。